

# 暮らしのお知らせ

オンラインでも手続きできます

## パスポートの申請・交付

市では、パスポートの申請・交付窓口を開設しています。

申請できるのは、日本国籍を持ち、市に住民記録がある人、または県外に住民記録があり、学生や単身赴任で継続的に市内に住んで

いる人などです。窓口での申請のほか、マイナポータルからオンライン申請もできます。

長期休暇前などの申請が混み合う時期は、交付までに日数がかかる場合がありますので、余裕を持って申請してください。

手数料は、申請内容によって異なります。詳細は市ホームページで確認してください。

### 取り扱い業務

○新規・切り替え・記載事項変更などの申請と交付

○紛失・盗難・焼失の届け出

交付日⇨申請を受理してから11日目(土・日曜日、祝日、振替休日、年末年始を除く)以降の月(金・日曜日)

### 窓口で申請する場合

受付日時⇨月(金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~午後4時30分)

### 必要書類初めて申請する場合

○一般旅券発給申請書・申請書は市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で配布しています

○戸籍謄本(一通)：申請日前6カ月以内に発行された物(戸籍抄本は不可)

○写真(1枚)：サイズは縦45×横35ミリメートル(カラー・白黒どちらでも可)。無帽で正面を向き、背景のない6カ月以内に撮影した物。顔や頭の輪郭が隠れている、汚れ・傷があるなど、パスポートの写真として不適合な物は受け付けできません

○本人確認書類(上表の通り) 県外に住民記録があり、市内に居住している人は住民票(申請日前6カ月以内に発行された物)と市内に居住していることを証明する書類が必要です。なお、切り替えや記載事項変更などの申請については、必要書類が異なりますので市民課(☎20・1525)へお問い合わせください。

### オンラインで申請する場合

申請方法⇨マイナンバーカードを使って、マイナポータルで申請

する。後日、市民課で新しいパスポートを受け取る ※くわしくは回課へ。

### 効率的な市政運営のために

## 行政改革推進委員会委員

市では、行政改革の推進について必要な助言などを行う委員を募集します。

応募資格⇨9月1日時点で18~74歳で、市内在住の人(ほかの審議会の委員などは除く)

募集人員⇨2人

任期⇨令和7年9月1日~9年8月31日(会議は年2・3回。オンライン方式での参加も可)

選考方法⇨書類審査、面接(選考結果は応募者全員に書面で通知)

応募方法⇨7月4日(金)(必着)までに行政管理課(市役所4階)または市ホームページにある申込書と応募理由(400字程度)を直接・郵送・Eメールのいずれかで行政管理課(〒286・8585 花崎町760 Eメール:gyosei@c



市ホームページ

ity.marita.chiba.jp)へ。専用フォームからも申し込めます ※くわしくは行政管理課(☎20・1501)へ。



専用フォーム

### 工事費の3分の2を補助

## 崖地の整備

市では、擁壁を設けるなどの危険な崖地の整備に対して補助金を交付しています。補助を受けるには事前に手続きが必要ですので、土木課(市役所5階 ☎20・1550)に相談してください。

対象⇨次の2つに当てはまるもの(宅地造成事業や宅地分譲事業としての整備は除く)

○高さ(垂直)が3メートル以上で傾斜度が30度以上の自然の崖地

○崩壊して住居に著しい被害を及ぼす恐れのある崖地

補助額⇨工事費の3分の2(上限750万円)。騒音地域は工事費の90パーセント(上限1、125万円) ※くわしくは回課へ。

## 本人確認書類

<b>A</b> 1点でよい物	マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード(写真付き)など
<b>B</b> 2点必要な物 (Aの書類を持っていない場合①②点または①+②)	①健康保険証・資格確認書、年金証書(手帳)、介護保険証など ②学生証(写真付き)、公的機関が発行した資格証明書(写真付き)、母子健康手帳(中学生以下)など

市内の安全・安心を守る  
**防犯まちづくり  
 推進協議会委員**

防犯まちづくりの推進について  
 必要な助言などを行う委員を募集  
 します。

応募資格 10月5日時点で18〜74  
 歳で、市内在住の人(ほかの審  
 議会の委員などは除く)

募集人員 2人  
 任期 令和7年10月5日〜9年10  
 月4日(会議は年2・3回)

選考方法 書類審査、面接(選考  
 結果は応募者全員に書面で通  
 知)

応募方法 7月18日(金)(必着ま  
 でに交通防犯課(市役所2階ま  
 たは市ホームページ  
 ジにある申込書と  
 応募理由(400  
 字以内)を直接・



市ホームページ

**市長日誌**

市長日誌は市ホームページでも  
 公開しています



5月16日(金)〜31日(土)

- 16日 成田空港活用協議会総会
- 17日 JA成田市みんなのよい食プロ  
 ジェクト稲作り体験教室
- 18日 区長会総会
- 20日 市議会臨時会
- 22日 印旛沼環境基金理事会  
 印旛都市広域市町村圏事務組  
 合臨時会  
 成田空港圏自治体連絡協議会総会  
 市民憲章推進協議会総会・感  
 謝状贈呈式
- 23日 成田空港対策協議会総会  
 危険物安全協会創立60周年記念式典
- 24日 成田伝統芸能まつり春の陣
- 25日 成田空港の更なる機能強化着工式典  
 首都圏中央連絡自動車道建設  
 促進期成同盟会総会
- 27日 成田空港滑走路新増設推進協議会  
 なりた環境ネットワーク総会  
 こども未来政策委員会
- 28日 千葉県水道事業運営審議会
- 29日 防火協会総会・表彰式
- 30日 成田空港騒音対策地域連絡協  
 議会常任理事・監事会議
- 31日



出陣式であいさつ(24日)

郵送・Eメールのいずれかで交  
 通防犯課(〒286-8555 花  
 崎町760 Eメールkotsu@ci-  
 ty.narita.chiba.  
 jp)へ。専用フォー  
 ムからも申し込め  
 ます  
 ※くわしくは交通防犯課(☎20・  
 1527)へ。



専用フォーム

便利な口座振替を  
**公共下水道使用料・  
 農業集落排水使用料**

公共下水道使用料や農業集落排  
 水使用料の支払いは、便利で確実  
 な口座振替をお勧めします。

公共下水道使用料の口座振替を  
 希望する人は、通帳、口座届け出  
 印・納入通知書兼領収書を持って  
 取扱金融機関の窓口で手続きして  
 ください。農業集落排水使用料の

口座振替を希望する人は、下水道  
 課(☎20・1553)へ連絡してく  
 ださい。  
 ※くわしくは同課へ。

7月8日〜22日に実施  
**水稻の薬剤散布**

水稻をイモチ病・紋枯病などの  
 病気から守り、良質な米を作るた  
 め無人航空機による薬剤散布を実  
 施します。

**対象地区と期日**

- 下総地区：7月8日(火)・22日(火)
- 大栄地区：7月10日(木)・20日(日)
- 成田地区：7月19日(土)・21日(月・  
 祝)

作業時間 午前5時〜11時ごろ  
 なお、雨天や強風の場合は順延  
 します。薬剤散布による被害の防  
 止には極力配慮しますが、次のこ

とに注意してください。  
 ○散布時間は、通勤・通学の時間  
 帯と重なる場合があるため、区  
 域内の水田周辺の通行や駐車を  
 なるべく避ける  
 ○洗濯物や寝具は屋外に干さない  
 ようにし、小動物を入れてい  
 る籠などはカバーを掛ける  
 ○薬剤がかかった時は水で洗い落  
 とす。心配な場合は農政課(☎  
 20・1541)へ、緊急時は成  
 田赤十字病院(☎22・2311)  
 へ相談する  
 ※くわしくは同課へ。

**求人・就労を支援  
 なりた・お仕事ナビ**

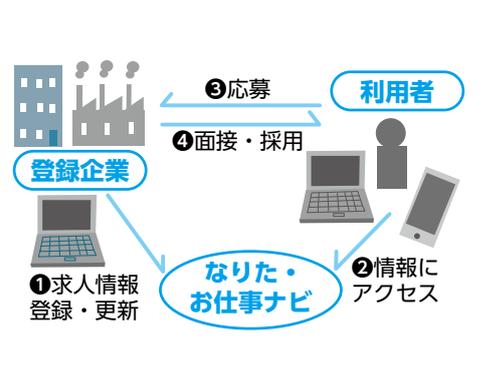
なりた・お仕事ナビは、市内・  
 近隣の求人情報や就労支援セミ  
 ナーの開催情報などを掲載し、事  
 業者と求職者をさまざまな方法で  
 サポートする求人情報サイトです。

**求人情報を探している人は**



なりた・お仕事ナビ

- ① パソコン・スマー  
 トフォンや携帯電  
 話からなりた・お  
 仕事ナビにアクセスする
- ② 求人情報を検索・閲覧する
- ③ 希望の職業・職種が見つかった  
 場合は、事業者へ直接連絡する



**求人情報を登録したい事業者は**  
 求人情報を登録する前に事業者  
 初期登録が必要です。なりた・お  
 仕事ナビで登録するか商工振興企  
 業立地課(市役所4階)にある登録  
 用紙で手続きしてください。  
 登録後は、正社員・パート・ア  
 ルバイトなどの雇用形態に関係な  
 く、いつでも簡単に求人情報に登  
 録・更新することができます。  
 ※くわしくは商工振興企業立地課  
 (☎20・1622)へ。

**今月の納期限**  
 6月30日(月)

**市・県民税  
 (第1期)**

※くわしくは納税課(☎20-15  
 19)へ。

住宅の改修工事

固定資産税の減額

次の改修工事を行った住宅(居住部分の面積が2分の1以上)は、工事が完了した翌年の固定資産税が減額になる場合があります。

すでに工事が完了していても申請できますが、原則として工事完了後3カ月以内に申告してください。なお、都市計画税は減額対象ではありません。

バリアフリー改修工事

対象Ⅱ次の全てに当てはまる工事で新築された日から10年以上経過した住宅(賃貸住宅を除く)に対して行ったもの

- 65歳以上の人、要介護・要支援認定を受けた人、障がいのある人のいずれかが居住する住宅に対して行ったもの
○改修後の床面積が50〜280平方メートルのもの
○補助金額などを除く自己負担額が50万円を超えるもの
減額率Ⅱ3分の1(床面積1000平方メートル分まで)

省エネ改修工事

対象Ⅱ次の全てに当てはまる工事で平成26年4月1日以前から所在

する住宅(賃貸住宅を除く)に対して行ったもの

- 窓の断熱改修工事(必須)や太陽光発電などの設置工事
○改修後の床面積が50〜280平方メートルのもの
○補助金額などを除く自己負担額が断熱改修工事のみで60万円を超えるもの、または断熱改修工事が50万円を超えるもので太陽光発電などの設置工事と合わせて60万円を超えるもの

住宅耐震改修工事

対象Ⅱ次の全てに当てはまる工事で昭和三十七年1月1日以前から所在する住宅に対して行ったもの

- 建築基準法に基づく耐震基準に適合するよう行ったもの
○工事費用が50万円を超えるもの
減額率Ⅱ2分の1(長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2)
床面積120平方メートル分まで

マンション長寿命化工事

対象Ⅱ次の全てに当てはまる工事で居住用専有部分があり、新築された日から20年以上が経過した、

総戸数10戸以上のマンションに対して行ったもの

- 外壁塗装等工事・床防水工事・屋根防水工事の全てを、同一の請負契約の中で実施するなど、一体として行ったもの
○過去に大規模修繕工事を適切に実施していて、2回目以降の大規模修繕工事を令和9年3月31日までに完了している

○建築住宅課から助言・指導を受け、一定の基準に適合する長期修繕計画を作成している。または適合する計画への見直しを行っている
減額率Ⅱ3分の1(1戸あたり床面積100平方メートル分まで)

※工事内容により提出書類などが異なります。くわしくは資産税課(☎20・1514)または市ホームページへ。



市ホームページ

本人確認書類を持参して固定資産税に関する証明書

固定資産税に関する証明書を窓口で申請する場合は、マイナンバーカードや運転免許証などの公

的機関が発行した写真付き身分証明書を持ってきてください。

代理人が申請する場合は、そのほかに委任状が必要です。申請できる人(所有者本人、納税管理人、相続人(相続を証明する戸籍謄本などが必要))

申請場所(資産税課(市役所2階)、下総・大栄支所)

※郵送での申請やマイナンバーカードを使ったオンライン申請もできます。くわしくは資産税課(☎20・1514)へ。

個性と能力を発揮できる社会へ

男女共同参画週間

毎年6月23日〜29日は男女共同参画週間です。

これは、性別に関係なく、あらゆる場面で個性や多様性が尊重される男女共同参画社会の実現に向けて、理解を深めるための取り組みの一つです。

この機会に「女性だから」「男性だから」といった、無意識の思い込みをしないか考えてみましょう。

※くわしくは市民協働課(☎20・1507)へ。

災害・各種情報を提供する「なりたメール配信サービス」へ登録を

屋外の防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合や、外出している場合などでもメールで情報を受け取ることができます。登録は無料です。

配信内容=防災行政無線で放送する防災・消防・防犯情報など

対応言語=日本語、英語、韓国語、中国語(簡体字・繁体字)、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語

登録方法=右下のQRコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する

※防災行政無線の放送内容は防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)でも確認できます。くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス